

# 仕様書

## 1 事業名

「こうちし子育てガイド ばむ」官民協働発行业

## 2 事業概要

子育てガイドは、高知市における妊娠期から子育て期までに必要な手続きや利用できる行政サービス、就園前に利用できる市内の遊び場や保育所・認定こども園・幼稚園など子どもを預かる施設の紹介、相談機関などの子育てに関する幅広い情報をまとめた情報誌で、母子健康手帳交付や乳児健診、転入、地域子育て支援センター利用時など、さまざまな機会を利用し配布をしている。あわせて高知市のホームページにも内容を掲載しており、高知市で子育てをする多くの方が一度は目にしたことがあるものである。

本事業は、妊娠や子育てに関連する商品やサービスに関連する広告等の集稿を行い、本業務における編集、広告営業、印刷・製本等を事業者が募集する広告収入で賄うことにより、本市の子育てに関する最新の情報を提供することを目的としている。

## 3 制作期間

協定締結日から令和9年5月まで

業務期間中に、①令和8年5月（予定）、②令和9年5月（予定）計2回、それぞれ内容の校正を行ったうえで発行する。

## 4 制作にかかる作業分担

### (1)高知市

- ・子育て情報等の提供

発行年の前年度の子育てガイドに準じた内容及び情報を更新し、事業者を提供する。

- ・広告審査

事業者の集稿した広告について、審査を行う。

### (2)事業者

- ・編集

本市からの提供情報のデータ（PDFデータ及びAIデータ（一部の内容のみ）等）、写真、イラスト等のデータ編集（ページデザイン及びレイアウトを含む）を行う。合わせて、元データのない情報については、本文データを作成すること。

なお、掲載情報については、前年度成果物の内容を引き継ぐこと。

各ページの文字やレイアウト、デザインについては、本市の確認を受け、指示に従い校正（3回以上）・

色校正（データでも可，1回以上）を行う。

なお，レイアウト・デザイン等については，前年度成果物のレイアウト・デザイン等を使用又は本市と協議のうえ変更を行うこと。

・ 広告集稿

「高知市広告掲載基準」に基づき，本市における妊娠期や子育て期に関連する商品やサービスに関連する広告主を募集し，広告主一覧・広告原稿を作成する。

本市の審査に基づき，必要に応じて校正を行う。

・ 印刷製本

上記で本市の確認を受けた内容に基づき，印刷・製本を行う。

・ 納品・配布

市役所本庁舎への納品。

なお，本市以外への配布や配布方法の提案があれば，本市と協議のうえ配布する。

・ PDF形式（全体と項目毎の2種類，項目毎には広告部分は含まない）のデータを納品する。

（注意事項）

・ 本市から提供するデータには昨年度の広告データは含まない。

## 5 制作経費

子育てガイドの作成等に要する一切の費用は，事業者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし，本市は一切の費用を負担しないものとする。

## 6 規格

- (1) サイズ A4判 タテ型
- (2) ページ数 表紙：4ページ  
本文：96ページ程度
- (3) 紙質 表紙：マットコート紙<70.5>A判，127.9g/m<sup>2</sup>相当  
本文：上質紙<35>A判，64g/m<sup>2</sup>相当
- (4) 刷り色 4色刷り（ユニバーサルデザインを基本とする）
- (5) 製本 無線綴じ
- (6) 構成 構成割合は以下のとおりとする。なお，子育て情報と広告はスペースを分けるものとし，同一ページに子育て情報と広告を掲載する場合は，広告を下段にまとめるものとする。
  - ・ 子育て情報等：80%程度
  - ・ 広告：20%程度

- (7) 文字等 高齢者及び障がい者に配慮した読みやすいフォント、レイアウト、デザイン、配色等とすること。

## 7 作成部数

1回5,000部程度の発行とし、本市と協議のうえ決定する。

## 8 納品・発行

①令和8年5月（予定）、②令和9年5月（予定）計2回

発行日までの本市が指定する期日までに、本市が指示する方法により梱包し、指定する場所に納品すること。

## 9 配布先（予定）

- ・高知市子ども育成課（市内16か所の地域子育て支援センター、市内の窓口センター・ふれあいセンター、市内の保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設・事業所内保育施設、オーテピア高知図書館、市民図書館分館・分室、こうちファミリーサポートセンター、病児保育事業実施施設等各関係機関）
- ・高知市母子保健課（各地域の親子サポートステーション、乳幼児健診会場、母子手帳発行時等で配布）
- ・他40か所程度

## 10 配布予定期間

令和8年5月発行分：令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

令和9年5月発行分：令和9年6月1日から令和10年5月31日まで

## 11 広告

- (1) 広告主の募集、広告原稿作成は事業者が行うものとし、広告料は事業者の収入とする。
- (2) 広告主及び広告原稿は、高知市広告掲載要綱、高知市広告掲載基準、「こうち子育てガイド ばむ」官民協働発行事業者募集要領、その他関係法令等（以下「広告掲載要綱等」という。）の規定を遵守すること。
- (3) 広告営業にあたっては、営業先に丁寧かつ十分な説明を行い、広告販売を行うこと。
- (4) 作成した広告原稿は本市の承認を得ること。なお、審査に基づき修正が必要な場合には、本市の指示に従うこと。
- (5) 広告枠には、広告欄の左上部に「広告」と明示するなど、広告であることがわかる記載を行うこと。

## 12 発行に関する責任，著作権

子育てガイドの著作権は，本市が提供する情報については本市に，協働発行を行う事業者が提供する情報及び広告については，事業者に帰属し，その範囲において責任を負う。

## 13 その他

- (1) 事業者は，円滑に事務が進められるよう，十分な体制で業務を行うこと。また計画的な事務の推進のため，工程表を作成し，本市の確認を受けること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は，本市と協議の上決定する。